別表（第３条関係）

事業停止命令対象行為	分類
（１） 法第 32 条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第 35 条に規定する罪に当たる行為（事業開始届出義務違反）	N
（２） 法第 32 条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第 35 条に規定する罪に当たる行為（名義貸し）	N
（３） 法第 32 条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第 35 条に規定する罪に当たる行為（指示に違反する行為）	B
（４） 法第 33 条に規定する罪に当たる行為（禁止誘引行為）	B
（５） 法第 34 条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第 35 条に規定する罪に当たる行為（開始届出書等虚偽記載）	F
（６） 法第 34 条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第 35 条に規定する罪に当たる行為（変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載）	F
（７） 法第 34 条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第 35 条に規定する罪に当たる行為（報告・資料の提出義務違反）	D
（８） 刑法第 182 条に規定する罪に当たる行為	A
（９） 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）に当たる行為	A
(10) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条又は第６条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(11) 刑法第 136 条又は第 137 条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(12) 刑法第 174 条に規定する罪又は同法第 175 条第１項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）に当たる行為	E
(13) 刑法第 176 条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第 177 条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第 179 条に規定する罪、同法第 180 条（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）又は同法第 183 条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(14) 刑法第 181 条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は	B

性交等に係るものに限る。）に当たる行為	
(15)　刑法第 186 条第２項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(16)　刑法第 187 条第１項又は第２項に規定する罪に当たる行為	D
(17)　刑法第 187 条第３項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(18)　刑法第 224 条から第 226 条まで（第 225 条の２を除く。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）、同法第 226 条の２に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。）、同法第 226 条の３に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。）、同法第 227 条第１項から第３項までに規定する罪（児童を引き渡し、収受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。）、同条第４項に規定する罪（略取され又は誘拐された児童を収受する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第 227 条第４項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第 228 条に規定する罪に当たる行為	C
(19)　刑法第 225 条の２に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）又は当該罪（同法第 225 条の２第１項に係る部分に限る。）に係る同法第 228 条に規定する罪に当たる行為	B
(20)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項又は第４条に規定する罪（児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(21)　労働基準法第 117 条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 121 条に規定する罪に当たる行為	C
(22)　労働基準法第 118 条第１項（同法第 56 条に係る部分に限る。）若しくは第 119 条第１号（同法第 61 条又は第 62 条に係る部分に限る。）に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第 121 条に規定する罪に当たる行為	D
(23)　職業安定法第 63 条第１号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）、同条第２号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、児童に対する労働者の募集	C

に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第 67 条に規定する罪に当たる行為	
(24) 児童福祉法第 60 条第１項に規定する罪又は当該罪に係る同法第 62 条の３に規定する罪に当たる行為	A
(25) 児童福祉法第 60 条第２項（同法第 34 条第１項第４号の３、第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪に係る同法第 62 条の３に規定する罪に当たる行為	C
(26) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 51 条第１項第４号（同法第 22 条第１項第６号に係る部分を除く。）、第５号（同法第 28 条第 12 項第５号に係る部分を除く。）、第６号、第８号（同法第 31 条の 13 第２項第６号に係る部分を除く。）若しくは第９号に規定する罪、同法第 51 条第１項第４号（同法第 22 条第１項第６号に係る部分に限る。）、第５号（同法第 28 条第 12 項第５号に係る部分に限る。）若しくは第８号（同法第 31 条の 13 第２項第６号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）、同法第 53 条第２号に規定する罪（児童である客に対する同法第 22 条の２各号に掲げる行為に係るものに限る。）、同法第 53 条第７号に規定する罪（児童の紹介を受けた場合における財産上の利益を提供し、又は提供させる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第 57 条第１項に規定する罪に当たる行為	D
(27) 競馬法第 30 条第３号に規定する罪（児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）又は同法第 31 条第１号に規定する罪に当たる行為	C
(28) 競馬法第 35 条に規定する罪（児童による同法第 28 条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(29) 自転車競技法第 56 条第２号に規定する罪（児童に勝者投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第 57 条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第 69 条に規定する罪に当たる行為	C
(30) 自転車競技法第 59 条に規定する罪（児童による同法第９条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 69 条に規	F

定する罪に当たる行為	
(31)　小型自動車競走法第 61 条第２号に規定する罪（児童に勝車投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第 62 条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第 74 条に規定する罪に当たる行為	C
(32)　小型自動車競走法第 64 条に規定する罪（児童による同法第 13 条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 74 条に規定する罪に当たる行為	F
(33)　毒物及び劇物取締法第 24 条の２第１号に規定する罪（児童に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 26 条に規定する罪に当たる行為	D
(34)　モーターボート競走法第 65 条第２号に規定する罪（児童に勝舟投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第 66 条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第 71 条に規定する罪に当たる行為	C
(35)　モーターボート競走法第 69 条に規定する罪（児童による同法第 12 条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 71 条に規定する罪に当たる行為	F
(36)　覚醒剤取締法第 41 条の２に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第 41 条の３（同法第 19 条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第 41 条の３（同法第 20 条第２項又は第３項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第 41 条の４（同法第 30 条の９第１項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第 41 条の４（同法第 30 条の 11 に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第 41 条の５第１項第３号に規定する罪、同法第 41 条の 11 若しくは第 41 条の 13 に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第 41 条の２第１項、第 41 条の３第１項、第 41 条の４第１項、第 41 条の 11 及び第 41 条の 13 に規定する罪	C

を除く。）に係る同法第 44 条に規定する罪に当たる行為	
(37)　麻薬及び向精神薬取締法第 64 条の２に規定する罪（児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。）、同法第 64 条の３に規定する罪（児童に対して施用する行為に係るものに限る。）、同法第 66 条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第 66 条の２（同法第 27 条第１項、第３項又は第４項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第 66 条の４に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第 68 条の２に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第 69 条第５号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第６号に規定する罪又はこれらの罪（同法第 64 条の２第１項、第 64 条の３第１項、第 66 条第１項、第 66 条の２第１項、第 66 条の４第１項及び第 68 条の２に規定する罪を除く。）に係る同法第 74 条に規定する罪に当たる行為	C
(38)　麻薬及び向精神薬取締法第 69 条の５に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第 70 条第 17 号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第 18 号に規定する罪又はこれらの罪（同法第 69 条の５に規定する罪を除く。）に係る同法第 74 条に規定する罪に当たる行為	D
(39)　あへん法第 52 条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第 54 条の３に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第 52 条第１項及び第 54 条の３に規定する罪を除く。）に係る同法第 61 条に規定する罪に当たる行為	C
(40)　売春防止法第５条に規定する罪、同法第６条第１項に規定する罪（児童をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。）、同条第２項第１号に規定する罪（児童を売春の相手方となるように勧誘する行為に係るものに限る。）又は同項第２号若しくは第３号に規定する罪に当たる行為	D
(41)　売春防止法第７条、第 10 条若しくは第 12 条に規定する罪（児童に売春をさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同	C

法第７条に規定する罪を除く。）に係る同法第 14 条に規定する罪に当たる行為	
(42)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 58 条に規定する罪（児童である労働者を対象とする労働者派遣に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 62 条に規定する罪に当たる行為	C
(43)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 32 条若しくは第 33 条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第 36 条に規定する罪に当たる行為	C
(44)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 35 条に規定する罪（児童による同法第９条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 36 条に規定する罪に当たる行為	F
(45)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる行為	A
(46)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第６号に係る部分に限る。）に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(47)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条（第１項第 10 号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	B
(48)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	D
(49)　特定複合観光施設区域整備法第 237 条第１項第６号（同法第 69 条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(50)　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第 20 条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 22 条第１項に規定する罪に当たる行為	C
(51)　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第	D

21 条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 22 条第 1 項に規定する罪に当たる行為	
(52)　次に掲げる行為又はこれらに類する行為であって、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているものに当たる行為 イ　児童と淫行をすること。 ロ　児童に対しわいせつな行為をすること。 ハ　児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。 ニ　児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。	E